

商慣行見直しに向けた取組宣言

宜野湾ガス株式会社は、2024年4月に公布された液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正を受け、お客様との信頼関係に応えるべく法の定めを遵守し、下記の取組みを宣言いたします。

【取組内容】

1. 正常な商慣習を超えた過大な営業行為を行いません。またLPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約の締結も行いません。
2. LPガス料金の透明化に努め、「基本料金」「従量料金」「設備料金」の三部料金制を実施します。
3. お客様はもとより不動産管理会社に対し、積極的にガス料金等の情報を提供いたします。

2024年10月1日
宜野湾ガス株式会社